

7. 計画の推進体制

本計画を推進するための推進体制は以下の通りとする。

1) (仮称) 恩納村地産地消推進協議会

村内の事業者における恩納村産農水産物に関する需要やニーズ等の把握及び調整を行うため、生産者、仲卸業者、小売業者、宿泊施設、飲食店、学校給食センター等の関係者で構成する(仮称)恩納村地産地消推進協議会を立ち上げ、具体的な活動に結びつけていく。

